

# はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について

広島県後期高齢者医療制度に加入する被保険者が、国家資格を有するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師から施術を受けた時、その施術が医療保険適用範囲内であれば、費用額から自己負担金額を除いた金額が申請により療養費として支給されます。

このたび、福山市及び尾道市にある施術所の開設者が、不正に療養費を請求し、受給していたことが判明しました。

## 1 不正請求の概要

- (1) 施術所開設者 広島県福山市鞆町  
Miyuu Investment 株式会社  
代表取締役 藤原 孝道
- (2) 対象施術所 みゆう あん摩鍼灸メディカルマッサージ  
(広島県福山市三之丸町)  
(広島県尾道市高須町)  
ミュー・プラクティス  
(広島県福山市松永町)  
ミュー・イング (ミュー・ラボ)  
(広島県福山市新涯町)
- (3) 不正請求額 17,450,029円
- (4) 返還対象月 平成25年8月～平成26年12月  
(被保険者27名, 延211件)
- (5) 不正内容
- ①同意書※1の偽造
- ・医師に無断で医師が作成した同意書の日付及び傷病名を変更
  - ・病院名及び医師の印鑑を作成し、医師が作成すべき同意書を作成
  - ・療養費支給申請書に医師に無断で変更した同意書又は自らが作成した同意書を添付し、医療保険が適用となるように請求を行った。
- ※1 医療保険適用の施術を受ける場合、あらかじめ医師の同意が必要。同意書は原則、当該疾病にかかる主治医が作成する。病名、症状及び発病年月日が明記され、保険適用の適否が判断できるものを作成し、療養費支給申請時に原則添付する。



## ② 施術日数の水増し

・実際には施術を行っていない日について、施術を行ったように記載し、施術日数を水増しして過大に保険請求を行った。

## ③ 施術場所の虚偽記載

・施設に入所しているにもかかわらず、施術場所に被保険者の自宅住所を記載し、実態とは異なる往療料※2を保険請求していた。

※2 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に、施術所所在地又は施術師の住所地から患者の家までの直線距離で算定する。なお、起点住所から施術場所までの距離が16キロを超えた場合は施術料、往療料ともに保険適用外となる。同一家屋で同じ時間帯に複数の患者が施術を受けた場合、往療料を算定できるのは施術を受けた一人に対してのみ。

## 2 広域連合としての対応

平成27年10月1日付けで施術所開設者である法人及び同法人代表取締役藤原孝道を代理受領取扱中止（5年間）としました。

平成28年2月12日、不正請求額17,450,029円については、施術所開設者を債務者とした損害賠償債務承認弁済契約公正証書を交わし、返還を求めました。

今後、広島県警に対して告訴状（被害届）を提出することを検討しています。

### ※療養費の代理受領について

療養費は原則、被保険者本人からの申請に基づく償還払いにより支給される。しかし、患者等の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際に患者は施術所に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給申請の手続き及び給付金の受領を施術所に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認めている。

## 3 広域連合長のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、厳正に対処していくとともに、療養費の適正化業務を進めて参ります。

